

浄化槽の法定検査を行う指定検査機関の指定に係る審査基準新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">浄化槽の法定検査を行う指定検査機関の指定に係る審査基準</p> <p>1 浄化槽法施行規則(以下「規則」という。)第 55 条第 1 項関係</p> <p>(1)職員、設備、検査業務の実施の方法その他の事項についての検査業務の実施に関する計画について</p> <p>① 申請者が、検査業務を適正かつ確実に実施するため、検査員、水質分析の技術者及びその他職員の確保に関する計画が適切に策定されており、併せて検査員一人あたりの検査基数が適切に設定されていること。</p> <p>② 検査業務に要する車両及び機器等、並びに水質分析に要する機器等について、適切に整備されている(水質分析に要する機器については、外部委託する場合を除く。)こと。</p> <p>③ 検査業務の実施方法に関する計画には、下記の事項を記載したものが整備されていること。</p> <p>ア 検査部門の組織及び会計                      イ 検査フロー及び判定基準                      ウ 検査フローの各段階で実施する確認手順及びその管理方法                      エ 検査料金及びその収納方法                      オ 検査基数確保のための啓発等の具体的措置</p> <p>④ 検査業務の中立性及び透明性を確保するため、検査業務を専門に行う検査部門が設置されていること。</p> <p>⑤ 検査業務の情報公開、理事会及び委員会の議事録の公開等を積極的に行うものであること。</p> <p>(2)検査業務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎について</p>	<p style="text-align: center;">浄化槽の法定検査を行う指定検査機関の指定に係る審査基準</p> <p>1 浄化槽法施行規則(以下「規則」という。)第 55 条第 1 項関係</p> <p>(1)職員、設備、検査業務の実施の方法その他の事項についての検査業務の実施に関する計画について</p> <p>① 申請者が、検査業務を適正かつ確実に実施するため、検査員、水質分析の技術者及びその他職員の確保に関する計画が適切に策定されており、併せて検査員一人あたりの検査基数が適切に設定されていること。</p> <p>② 検査業務に要する車両及び機器等、並びに水質分析に要する機器等について、適切に整備されている(水質分析に要する機器については、外部委託する場合を除く。)こと。</p> <p>③ 検査業務の実施方法に関する計画には、下記の事項を記載したものが整備されていること。</p> <p>ア 検査部門の組織及び会計                      イ 検査フロー及び判定基準                      ウ 検査フローの各段階で実施する確認手順及びその管理方法                      エ 検査料金及びその収納方法                      オ 検査基数確保のための啓発等の具体的措置</p> <p>④ 検査業務の中立性及び透明性を確保するため、検査業務を専門に行う検査部門が設置されていること。</p> <p>⑤ 検査業務の情報公開、理事会及び委員会の議事録の公開等を積極的に行うものであること。</p> <p>(2)検査業務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎について</p>

- ① 経理的な基礎については、財産目録、貸借対照表、事業計画書及び収支（損益）予算書等の関係書類から、検査業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実行に足りると判断されるものであること。
- ② 技術的な基礎については、計画に応じて検査業務の適正かつ確実な実施に必要な検査員が置かれており、水質分析に関しても同様に技術者が置かれている（水質分析を外部委託する場合を除く。）こと。

(3) 当該業務が行われる地域での必要かつ適当な検査業務の実施について

- ① 検査業務は、当該業務が行われる地域における浄化槽の検査基数及び検査業務に係る状況等に照らして、必要かつ適当な実施計画となっていること。
- ② 旧厚生省通知「浄化槽法の施行について」（昭和60年9月27日）において、原則、県内の指定検査機関は1法人とされていることから、県内に他の指定検査機関がある場合は、その指定検査機関との調整が適切に行われていること。

(4) 検査の手数料の額について

- 次に掲げる事項から、手数料の額が適切かつ明確であると判断されるものであること。
- ア 検査業務の実施に関する計画に基づき、適切に設定されている。
  - イ 原則として、損益の均衡を図り、法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないものである。
  - ウ 事業費、管理費の支出は適切な範囲に抑えられている。
  - エ 県内に他の指定検査機関がある場合は、手数料の額の整合がとれている。

(5) 検査員の設置について

- ① 経理的な基礎については、財産目録、貸借対照表、事業計画書及び収支（損益）予算書等の関係書類から、検査業務の実施に関する計画を適正かつ確実に実行に足りると判断されるものであること。
- ② 技術的な基礎については、計画に応じて検査業務の適正かつ確実な実施に必要な検査員が置かれており、水質分析に関しても同様に技術者が置かれている（水質分析を外部委託する場合を除く。）こと。

(3) 当該業務が行われる地域での必要かつ適当な検査業務の実施について

- ① 検査業務は、当該業務が行われる地域における浄化槽の検査基数及び検査業務に係る状況等に照らして、必要かつ適当な実施計画となっていること。
- ② 旧厚生省通知「浄化槽法の施行について」（昭和60年9月27日）において、原則、県内の指定検査機関は1法人とされていることから、県内に他の指定検査機関がある場合は、その指定検査機関との調整が適切に行われていること。

(4) 検査の手数料の額について

- 次に掲げる事項から、手数料の額が適切かつ明確であると判断されるものであること。
- ア 検査業務の実施に関する計画に基づき、適切に設定されている。
  - イ 原則として、損益の均衡を図り、法人の健全な運営に必要な額以上の利益を生じないものである。
  - ウ 事業費、管理費の支出は適切な範囲に抑えられている。
  - エ 県内に他の指定検査機関がある場合は、手数料の額の整合がとれている。

(5) 検査員の設置について

検査員として、浄化槽の検査に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した経験を有する者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条に規定する環境衛生指導員として浄化槽に関する実務に従事した経験を有する者が置かれていること。

(6) 水質に関する検査の信頼性の確保について

- ① 水質に関する検査を行う部門には、検査員と同等以上の能力を有すると認められる専任の管理者(以下「検査部門管理者」という。)が置かれており、次の事項を満たすこと。
  - ア 検査部門管理者が検査業務を統括し、管理する権限を有している。
  - イ 検査部門管理者の選任及び解任規定が設けられている。
  - ウ 検査部門管理者の行動規範が設けられている。
- ② 検査業務の管理及び精度の確保に関しては、次の事項を記載した文書が作成されていること。
  - ア 検査の実施、工程管理、試料採取、試薬管理、機械器具保守管理等に関する標準作業書
  - イ 精度確保のための措置(分析等の一部を外部に委託する場合は、その精度管理の方法)
  - ウ 検査結果書の検定、発行の方法
  - エ 検査員等の教育訓練及び技能評価
  - オ 検査業務規定の変更及び検査機器、物品の購入等の手続き
  - カ 検査台帳、検査結果、精度管理その他検査業務に係る文書の保存
- ③ 検査業務に関して定期的な内部監査が実施されていること。
- ④ 検査部門とは別に、専ら検査業務の管理及び精度の確保を行う部門が設置されていること。

2 規則第55条第2項関係

検査員として、浄化槽の検査に関する専門的知識、技能及び2年以上実務に従事した経験を有する者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条に規定する環境衛生指導員として浄化槽に関する実務に従事した経験を有する者が置かれていること。

(6) 水質に関する検査の信頼性の確保について

- ① 水質に関する検査を行う部門には、検査員と同等以上の能力を有すると認められる専任の管理者(以下「検査部門管理者」という。)が置かれており、次の事項を満たすこと。
  - ア 検査部門管理者が検査業務を統括し、管理する権限を有している。
  - イ 検査部門管理者の選任及び解任規定が設けられている。
  - ウ 検査部門管理者の行動規範が設けられている。
- ② 検査業務の管理及び精度の確保に関しては、次の事項を記載した文書が作成されていること。
  - ア 検査の実施、工程管理、試料採取、試薬管理、機械器具保守管理等に関する標準作業書
  - イ 精度確保のための措置(分析等の一部を外部に委託する場合は、その精度管理の方法)
  - ウ 検査結果書の検定、発行の方法
  - エ 検査員等の教育訓練及び技能評価
  - オ 検査業務規定の変更及び検査機器、物品の購入等の手続き
  - カ 検査台帳、検査結果、精度管理その他検査業務に係る文書の保存
- ③ 検査業務に関して定期的な内部監査が実施されていること。
- ④ 検査部門とは別に、専ら検査業務の管理及び精度の確保を行う部門が設置されていること。

2 規則第55条第2項関係

申請者が次のいずれかに該当するときは、指定検査機関の指定をしないものとする。

- ① 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であるとき。
- ② 特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等)の割合が理事現在数の3分の1以上であるとき。
- ③ 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とする法人であるとき。
- ④ 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とする法人であるとき。
- ⑤ 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とする法人であるとき。
- ⑥ 浄化槽に関する業務に携わる者の割合が理事、評議員又は社員いずれかの現在数の3分の1以上であるとき。

なお、浄化槽に関する業務に携わる者とは、浄化槽工事業者、浄化槽製造業者、浄化槽清掃業者及び浄化槽保守点検業者をいう。

- ⑦ 申請者が、浄化槽法(以下「法」という。)の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。
- ⑧ 申請者が、指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であるとき。
- ⑨ 申請者の役員のうち、法の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であること。

附則  
(施行日)

この審査基準は、平成21年11月30日から施行する。

附則  
この審査基準は、平成23年8月1日から施行する。

申請者が次のいずれかに該当するときは、指定検査機関の指定をしないものとする。

- ① 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であるとき。
- ② 特定の企業の関係者(役員、使用人、大株主等)の割合が理事現在数の3分の1以上であるとき。
- ③ 同窓会、同好会等構成員相互の親睦、連絡、意見交換等を主たる目的とする法人であるとき。
- ④ 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主たる目的とする法人であるとき。
- ⑤ 後援会等特定個人の精神的、経済的支援を目的とする法人であるとき。
- ⑥ 浄化槽に関する業務に携わる者の割合が理事現在数の3分の1以上であるとき。
- ⑦ 申請者が、浄化槽法(以下「法」という。)の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であるとき。
- ⑧ 申請者が、指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者であるとき。
- ⑨ 申請者の役員のうち、法の規定に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であること。

附則  
(施行日)

この審査基準は、平成21年11月30日から施行する。

附則

この審査基準は平成23年8月1日から施行する。

附則

この審査基準は、平成24年1月30日から施行する。ただし、平成24年3月31日までの指定期間に係る申請については、2⑥の規定は、なお従前の例による。